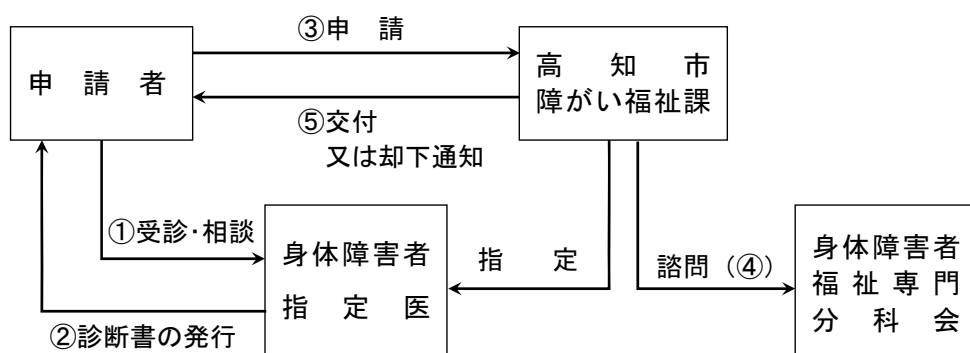


手帳について

○身体障害者手帳について

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害のある方に、その程度により1級から6級までの区分で手帳を交付しています。手帳を交付された方は、障害者にかかる福祉制度がご利用いただけます。

〈手帳交付の流れ〉



申請の種類	申請に必要なもの	交付まで
新規 等級変更 (再認定を含む) 新しい障害の追加	○診断書 (指定医作成のもの・有効期間：6ヶ月) ○写真2枚 (縦4cm×横3cm・撮影後1年以内・脱帽・マスク着用不可) ○マイナンバーを確認できる書類 ○本人確認書類(運転免許証等) ※詳しくはお問い合わせください。	4週間程度
破損・紛失	○写真2枚 (縦4cm×横3cm・撮影後1年以内・脱帽・マスク着用不可) ○本人確認書類(運転免許証等) ※詳しくはお問い合わせください。	2週間程度
住所、氏名変更、 返還(死亡・辞退)	○手帳	申請場所による。

問い合わせ先

障がい福祉課
管理担当

☎ 823-9056

【申請ができる場所】

- ・障がい福祉課
- ・障害者福祉センター
- ・東部健康福祉センター
- ・南部健康福祉センター
- ・春野あじさい会館

※ 身体障害者手帳の交付日は、原則として申請受付日になります。

※ 申請は代理の方でもできます。(ただし15歳未満の児童については保護者が申請)

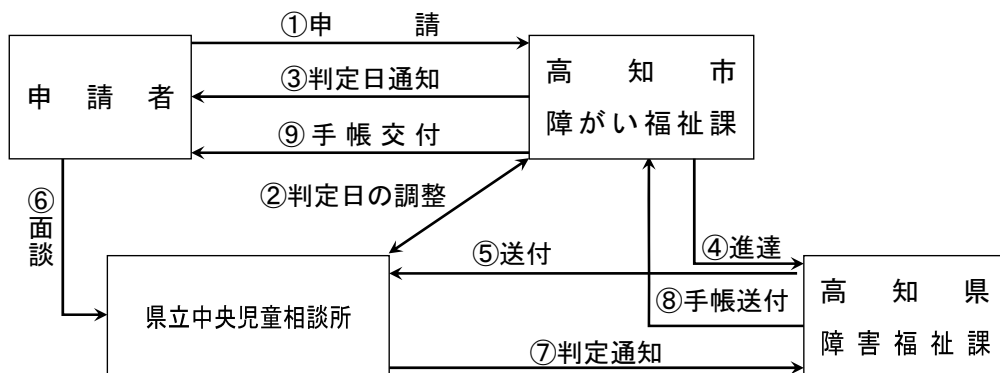
※ 診断書は、所定の様式のを右記の5か所の窓口においてあります。

■手帳について

○療育手帳について

療育手帳は、知的障害児・者に対して療育手帳を交付しています。手帳を交付された方は、一貫した指導や助言および各種福祉サービスが受けやすくなります。

〈手帳交付の流れ〉



〈手帳申請に必要なもの〉

- ・証明写真1枚（縦4cm×横3cm、裏に名前、撮影後1年以内、脱帽、マスク着用不可）
- ・相談記録表 ・マイナンバーを確認できる書類

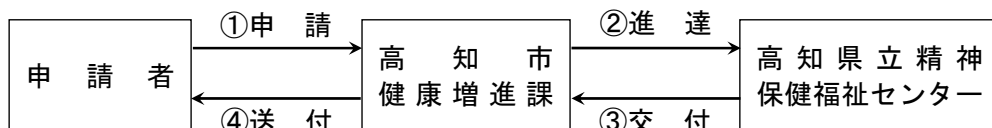
※ 療育手帳の表示は、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）となっています。

※ 申請から交付までには5ヶ月程度かかります。

○精神障害者保健福祉手帳について

この手帳の対象は、精神障害（発達障害・てんかんも含む）のため長期にわたり日常生活または社会生活の困難がある方です。この手帳は、精神障害者の自立と社会参加を援助するものです。

〈手帳交付の流れ〉



〈手帳申請に必要なもの〉

申請方法	申請に必要なもの
障害年金証書で申請 または 特別障害給付金で申請	○障害年金証書もしくは裁定通知書や振込通知書、または特別障害給付金受給資格者証や決定通知書の写し ○同意書 ○申請書 ○写真2枚 ○マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等（詳しくはお問い合わせ下さい）
診断書で申請	○精神障害者保健福祉手帳申請用診断書 ○申請書 ○写真2枚 ○マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等（詳しくはお問い合わせ下さい）

※ 写真は、縦4cm×横3cm、脱帽、正面上半身、撮影後1年以内

※ 診断書は、初診日から6ヶ月以上経過した日以降の診断書に限ります。

※ 手帳には2年間の有効期限がありますので、更新手続きが必要です。

※ 更新手続きは、期限が切れる3ヶ月前より申請可能です。

※ 更新手続きのお知らせは致しておりませんので、早めの手続きが必要です。

問い合わせ先

障がい福祉課
医療福祉担当

☎ 823-9053

県立中央児童相談所
心理支援部

☎ 844-0035

高知県障害福祉課
障害児支援担当

☎ 823-9663

健康増進課

☎ 803-8005

【申請ができる場所】

- ・健康増進課
（総合あんしんセンター
1階）